



CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

2 July 2018

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 23

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 23 となる本号では、欧州委員会による会社手続のオンライン化及び EU 域内での組織再編・移転を促進するための新ルールの提案など、最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

- [シンガポール：株式売買契約にかかる印紙税軽減措置規則の施行](#)
- [中国：金融当局が、金融セクターの外資規制緩和を前倒しする規則等を発表](#)
- [香港：増資に係る新たな規制の施行](#)
- [マレーシア：政権交代に伴う税制大改正 - GST 税率 0% への引き下げ](#)

2. 欧州

- [欧州委員会が EU 域内での越境組織変更、越境合併、越境分割等の組織再編・移転を促進する新ルール等を提案 ～日系企業のストラクチャー、タックスヘイブン税制の取扱いに影響を与える可能性も～](#)
- [オランダ：オランダ財務省が BEPS プロジェクトに沿った新しい移転価格規則を公表](#)

3. 中東

- [アラブ首長国連邦：外国資本による投資の促進を図る更なる措置の実施](#)

1. アジア

シンガポール

株式売買契約にかかる印紙税軽減措置規則の施行

2018年印紙税規則（株式売買契約にかかる軽減措置）（以下、「本規則」）が2018年4月11日に施行された。本規則は、印紙税の支払いの時期を株式売買契約の締結時に変更した2017年3月11日施行の印紙税の改正を実質的に撤廃するものである。

2017年の印紙税の変更点

2017年3月11日の改正前は、株式売買にかかる印紙税の支払いが必要となるのは、株式売買契約の締結後、クローリング時に株式の売買を実行するために必要となる株式譲渡書面（Share Transfer Instrument）が締結される時点であった。これに対して、株券が発行されておらず、株式譲渡書面が必要とならない株式の場合には、印紙税は課されていないかった。

2017年（改正）印紙税法（以下、「2017年改正」）の施行後は、株式売買契約自体が印紙税の課税対象とされたため、株式売買契約の締結時点で印紙税が課されることとなった。

2017年改正では、住居用不動産を直接的に売買する場合と、当該不動産を保有する法人（以下、「PHE」（property-holding entity））の株式譲渡を通じた間接的な売買の場合とで印紙税の税率が異なっているという状況に対処するために、新たな譲渡税（以下、「ACD」（additional conveyance duty））が導入された。ACDは、一定の条件を満たした場合に、間接的な住居用不動産の移転を生じさせる株式譲渡に対して課税することで、印紙税の税率の差異を解消した。

本規則下での印紙税の軽減措置

本規則は、2018年4月11日以降、ACDの対象とならない非上場会社の株式を対象とするM&Aその他の取引に影響を与えるものといえる。本規則は、ACDの対象とならない株式売買にかかる印紙税の課税の時期を、株式売買契約の締結時から株式譲渡書面の締結時点に変更するものである。すなわち、株式売買契約の締結とクローリングが異なる日に行われる場合には、印紙税は、株式売買契約の締結時点ではなく、株式譲渡書面が締結されるクローリングの時点で課税されることとなる。

本規則は、株券が発行されていない株式の譲渡につき、印紙税を免除することとしており、株券が発行されていない株式に関する取引にも影響を及ぼす。本規則は、実質的に、株券が発行されていない株式の売買であって、株式譲渡書面が締結されない取引について、印紙税の課税を免除することとしている。株券が発行されていない株式の売買にあたっては、一般的に、株式譲渡書面は必要とされていないため、印紙税の納税は不要となる。

株券が発行されている株式であってACDの対象となるものに関する株式売買契約については、従来通り、株式売買契約の締結の時点で印紙税が課されることに注意を要する。

また、本規則は、2017年3月11日以降に締結された株式売買契約について、以下の条件を満たす場合には、施行日である2018年4月11日以後、印紙税を免除することとしている。

1. 契約が解除又は無効化され、かつ、当該解除又は無効化が、売主が当該株式を他の者に譲渡させることを目的として、買主により行われたものではないこと。
2. 印紙税を納税した者、又は納税すべき者が、印紙税コミッショナー（以下、「コミッショナー」）に対し、当該契約が解除又は無効化された証拠を、解除又は無効化された日から6か月以内に提出すること。
3. 当該契約書が、上記期間内に破棄されること。ただし、コミッショナーが当該契約書の破棄を不要とした場合、又は株式譲渡書面が既に破棄されている場合を除く。

かかる軽減措置は、株式譲渡に課される通常の0.2%の印紙税及びACDのそれぞれにつき、50シンガポールドルを超える部分にのみ適用される。株式売買のために契約を締結した後、取引実行が中止された案件の当事者は、上記条件を満たすか考慮する必要がある。条件を満たす場合には、6か月の期限内に、コミッショナーにその証拠を提出する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

中国

金融当局が、金融セクターの外資規制緩和を前倒しする規則等を発表

2018年4月11日、中国人民銀行（以下、「人民銀」）の新総裁である易綱（Yi Gang）氏は、金融セクターの外資規制緩和を従前の想定スケジュールよりも前倒しで実施する考えを示した。易綱氏による発表を受け、中国銀行・保険監督管理委員会（CBIRC）と中国証券監督管理委員会（CSRC）は、早くも易綱氏による発表から一か月の間に、銀行、証券、投資運用業、先物取引業及び保険仲介業に関して新規規則の制定、草案の公表等を行った。以下、CBIRCとCSRCが発表した規則又はその草案について概要を説明する。

- **銀行:** CBIRCは、2018年4月27日に外国銀行に対する更なる市場開放に向け新規規則を発表した。新規規則の下では、従来の規制に以下の変更が加えられている。
 - ① 100%外資又は内資企業との合併の形態を取る銀行、及び外国銀行の支店は、CBIRCの事前承認なく、国債の発行・償還の代理業及び引受業務が可能となった。
 - ② 外国銀行が中国国内で複数の支店を開設している場合で、他の中国国内の支店の統括機能を担う中国国内の支店（以下「統括支店」という。）が人民元建ての決裁について当局から必要な許認可を得ている場合、一定の条件を満たせば、他の中国国内の支店も人民元建ての決裁が可能になった。
 - ③ 外国銀行が中国国内で複数の支店を開設している場合で、統括支店がデリバティブの取引業務について必要な許認可を得ている場合、一定の条件を満たせば、他の中国国内の支店もデリバティブの取引業務が可能となった。
 - ④ 中国国内に支店を有する外国銀行は、中国国内の支店に対し一定の営業運転資金を割り当てることが義務付けられているが、割り当てられた営業運転資金が法定下限額を満たすかについて、各支店に割り当てた営業運転資金の合算額で判断されることになった。また、外国銀行が新たに中国国内で支店を設置する場合、既存の支店に割り当てた営業運転資金の合算額が法定下限額及び一定の監督指標を上回る場合に

は、既存の支店から新たな支店に対する運転資金の割当ても可能となった。

- **証券会社**：CSRCは、2018年4月28日に外資系証券会社に関する行政措置を実施した。当該行政措置の下では、従来の規制から以下の変更が加えられている。
 - ① 内資企業と合併の形態をとる証券会社（Sino-foreign joint venture securities company（SJV））について、外資出資比率の上限が51%に引き上げられ（3年かけて上限は撤廃される予定。）、外資企業が支配権を保有することが認められるようになった。
 - ② SJVの事業範囲に対する規制が、内資の証券会社と同内容まで緩和された。
 - ③ SJVを設立する場合、証券会社である内資企業をパートナーとしなければならないとの規制が撤廃された。
- **ファンド**：CSRCの報道官は、2018年4月29日に外資系投資会社に関する行政措置に関する質疑応答の中で、内資企業との合併の形態をとる投資運用会社について、外資出資比率の上限を51%に引き上げ、3年以内の上限を撤廃する方針を明らかにした。
- **先物会社**：CSRCは、2018年5月4日にパブリックコメントの募集のため、外資系先物会社に関する行政措置の草案を発表したが、草案の中で、内資企業との合併の形態をとる先物会社に関し、外資出資比率の上限を51%に引き上げ、3年以内に上限を撤廃する方針が明らかにされた。
- **保険仲介業**：CBIRCは、2018年4月27日に外資系保険仲介業の業務範囲の規制緩和に関する通達を発表したが、新たな通達の下では、外資系保険仲介業者の業務範囲が中国国内の保険仲介業者に対する規制と同内容まで緩和された（新たな通知の下で外資系保険仲介業者に許された業務には、保険商品の開発・保険会社の選択・保険の手配、被保険者又は保険金の受取人による保険請求の支援、再保険の仲介業、防災・損失回避・リスクアセスメント・リスクマネジメントに関するコンサルティング業務が含まれる。）。

今回の外資規制緩和を受け、既に世界の金融大手による中国への金融セクターへの参入表明が相次いでおり注目を集めている。中国への投資を検討する日本の金融機関は、関連する規制の制定・運用の動向を注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

香港

増資に係る新たな規制の施行

香港証券取引所は、2018年5月4日、株式価値の希薄化及び割引を伴う増資その他の少数株主の利益を害する市場慣行を規制することを目的として、上場規則を下記のとおり改正することを発表した。改正上場規則は2018年7月3日に施行される。

- **株式価値の希薄化を伴う増資規制**：本改正における最も重要なポイントは、発行体が資金難に直面している等の例外的な場合を除き、個別又は過去12か月間の累積で株式価値を25%以上希薄化させるような上場会社による増資（ライツ・イシュー、オープン・オファー等）が規制される点である。株式価値の希薄化は発行される株式数及び価格割引の程度

を考慮して判断される。株式価値の希薄化に関する詳細な計算方法については、香港証券取引所よりガイダンスが発行される予定である。

- **ライツ・イシュー及びオープン・オファーに係る規制**：ライツ・イシュー及びオープン・オファーに関しては、①オープン・オファーにつき少数株主の承認を原則として必要とする旨の規定の追加、②ライツ・イシュー及びオープン・オファーに際し引受人による総額引受けを求める規制の廃止、③引受人に関する要件の追加（原則として、証券先物規則（Securities and Future Ordinance）上のライセンスを受け、発行体及びその関係者から独立した者であることが求められる。）、④発行体の会社関係者（Connected Person）がライツ・イシュー及びオープン・オファーにおいて引受人として証券を引き受ける場合につき、関係当事者間取引に関する各種規制の適用除外を認めるルールを廃止、⑤引受けがなされなかった株式につき追加申込み手続又は処分措置を講じることの義務化、⑥支配株主等による追加申込みの限度に関する規定の追加、という内容の変更がなされる。
- **新株予約権及び転換証券に係る規制**：現金を対価とする新株予約権の発行、及び当初転換価額が発行時の株式の市場価額より低い場合の現金を対価とする転換証券の発行には株主総会による承認が必要とされる。
- **情報開示義務**：発行体に対して、資本調達により得た資金の用途につき中間報告書及び年間報告書により開示する義務が課せられる。
- **株式分割又は株式無償割当に係る規制**：発行体は、過去 6 か月間の最低終値を基準として株式分割又は株式無償割当後に調整された株式価格が 1 香港ドルを下回る場合には、株式分割又は株式無償割当を行うことが出来ない。

改正上場規則の施行後、香港における上場会社においては、過去 12 か月間の増資に係る情報を集約しつつ、株式価値を 25%以上希薄化させるおそれのある増資を行う場合には、上記増資規制につき一定の裁量権限を有する香港証券取引所と事前に協議をしたうえで手続きを進めていくことが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

マレーシア

政権交代に伴う税制大改正 - GST 税率 0%への引き下げ

マレーシア財務省の発表

かねてよりマレーシア政府が公約として掲げていた GST の撤廃が実行に移された。マレーシア財務省（"MOF"）は 2018 年 5 月 16 日に声明を発表し（"MOF 声明"）、2018 年 6 月 1 日以降、同国における GST 税率は 0%となる。

従前までは、商品及びサービス（輸入品・サービスを含む）の提供に課される GST 適用税率は 6%であったが、今回の改正により当該税率は 0%まで引き下げられる。

もっとも、MOF 声明では、課税事業者（registered person）は引き続き現状有効な規制の遵守義務を負うこととされ、その結果、タックス・インボイスの発行や、GST 還付手続等の義務を負う点は従前と変更がない。また、税率が引き下げられたものの、商品やサービスの価格決定にあたっては、Price Control and Anti-Profiteering Act 2011 を遵守しなければならないことに留意を要する。

今回の改正にあたっては、MOF 声明のほか、6 つの下位法令が公表されている。以下ではその概要を紹介する。

GST 税率が 0%となる取引

Goods and Services Tax (Rate of Tax) (Amendment) Order 2018 によれば、従前まで通常の税率が課されていた商品及びサービスに係る課税取引（通常課税取引）に対して、税率 0%が適用されることになる。留意すべきは、今回の改正によって GST が廃止されるわけではなく、従ってこれらの取引が非課税取引と扱われることになるわけではないという点である。あくまで、税率 0%という前提で、GST が課税される建前となっている。

通常課税取引に対する税率の引き下げに伴う移行措置については Goods and Services Tax Act 2014 ("GST Act") の Section 66 が規定を設けている。同 Section 66 は、当該取引の期間中に税率の変更があった場合の取扱いに関する規定であり、従前の 6%の税率が適用される取引と 0%税率が適用される取引の判定ルールを置いている。

非課税取引（ゼロレート取引）の廃止

今回の改正以前は、以下のような取引が非課税取引とされていた。

- ・ Goods and Services Tax (Zero-rated Supply) Order 2014 ("ZR Order") において非課税取引とされていた商品及びサービスの提供取引
- ・ 輸出取引

ところが、今回新たに Goods and Services Tax (Zero-rated Supply) (Revocation) Order 2018 が制定され、上記 ZR Order は 2018 年 6 月 1 日をもって廃止されることになった。

これに伴い、2018 年 6 月 1 日以降、従前まで非課税取引とされていた取引は一律通常課税取引として取り扱われることになり、GST の課税対象になる。このような概念上・建前上の取扱いの変更はあるものの、従前の非課税取引が通常課税取引となったとしても、GST 税率は 0%となるため、実際上大きなインパクトが生じることは想定されていない。また、通常課税取引において仕入税額控除を行うことも引き続き認められる見通しとなっている。

なお、上記 Goods and Services Tax Act 2014 ("GST Act") の Section 66 は、非課税取引となる時期と通常課税取引となる時期の判定ルールについても規定を置いている。

繰り返しとなるが、非課税取引が通常課税取引になることによって実務上の影響は生じない。このことは MOF 声明によっても確認されている。

その他特定の取引に関する整合化措置

その他、次の 4 つの下位法令が新たに制定されている。これらの下位法令は、いずれも通常課税取引等以外の一定の特殊取引について今回の GST 税率引き下げ措置と平仄を合わせることが目的とするものである。

- ・ 特定指定地域における取引： Goods and Services Tax (Imposition of Tax for Supplies in respect of Designated Areas) (Revocation) Order 2018
- ・ 保税区域等のフリーゾーンにおける取引： Goods and Services Tax (Imposition of Tax for Supplies in respect of Free Zones) (Revocation) Order 2018
- ・ 連邦政府及び州による取引： Goods and Services Tax (Application to Government) (Revocation) Order 2018

- ・ GST が免除されている取引：Goods and Services Tax (Relief) (Revocation) Order 2018

改正による影響及び留意点

2018年6月1日からは GST 税率が 0%まで引き下げられるため、まずはこれら新たな規制に基づく規制を遵守する体制を整えておくことが必要となる。特に、以下のような事項に注意を要する。

- ・ 価格表示の更新：広告その他における商品・サービスの価格表示にあたって、従前 6%の GST 込の価格を表示していた場合、税抜価格を表示する必要がある。
- ・ 不当利益獲得禁止規制：GST 税率は引き下げられたものの、先述のとおり、Price Control and Anti-Profiteering Act 2011 の適用には特に注意を要する。マレーシア当局のうち、Royal Malaysian Customs 及び Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism がこの関連での主務官庁となり、GST 税率の引き下げに伴い適正に商品等の価格が調整されているかを監視する任務を担う。
- ・ 従前通りの法令遵守義務：繰り返し述べるとおり、GST は廃止されたわけではなく、あくまで税率が引き下げられたに過ぎない。そのため、現行の GST に関する課税事業者が負う義務はそのまま維持される。
- ・ 移行措置：引き下げ後の税率が適用される取引であるか否か、また通常課税取引と扱われる取引であるか非課税取引と扱われる取引であるかという点についても注意を要する。前者については適用税率が異なるという点で顕著な差異が出ることになり、後者については価格決定という意味では両者いずれも差異がないものの、遵守すべき義務の内容が異なってくる。
- ・ GST インクルーシブ取引：従前の（継続的）契約・取引において、対価の算定方法が GST を含んだ価格決定方法となっている場合、当該算定方法に関する定めについては改訂・見直しを行うことが推奨される。

今般の改正においては、あくまで GST 税率の引き下げが行われたにすぎず、GST そのものは廃止されるに至ってはいない。これは、将来における GST の復活を見据え、GST の枠組みそのものは維持しておく狙いと思われる。MOF は 2018 年 5 月 17 日にも声明を発表しており、マレーシアにおいて GST の導入前に存在していた販売サービス税（sales and service tax）が再導入されるとしているが、現状再導入の時期は未定である。また、今般の GST 税率の引き下げに伴う税収減を賄うための特別措置が近日中に実施されることが公表されており、販売サービス税が当該特別措置として復活する可能性は否定できないが、具体的な予定については今のところ不明である。

[最初のページに戻る](#)

2. 欧州

欧州委員会が EU 域内での越境組織変更、越境合併、越境分割等の組織再編・移転を促進する新ルール等を提案 ～日系企業のストラクチャー、タックスハイブン税制の取扱いに影響を与える可能性も～

1. 概要

2018年4月25日、欧州委員会は、欧州企業がEU域内で合併、会社分割及び会社の移転等を行う際に不必要な負担・コストを要せずにかつ必要な法的

保護が与えられることを実現するための2つの指令（Directive）案を含む、新たな会社法パッケージを提案した。これは単一市場の実現に繋がる改訂といえる。

1つ目の指令は、EU域内で、会社の登録や手続きの更新等の手続をオンライン化し、役所に出向き手続を行う手間を不要とすることを目的としている。ただ、オンライン化は会社設立等の手続きが簡易化するというメリットがある一方、設立された会社が詐欺や違法行為の道具として用いられ、ステークホルダーの権利が侵害される可能性をも有するため、改正により生じるメリット・デメリットの調整が必要となる。また、現在EU加盟国によって公的手続きにおけるオンライン手続きの利用可能状況には大きな違いがある。EU会社法では、有限責任会社（LLC）の会社情報を誰でも閲覧利用可能とすべくデータベースの作成を規定しているものの、規定が抽象的なため、各国家間で多義的に解釈されてしまっている。また、オンラインでの会社登録はEU法にカバーされていないため、いくつかの国家のみが自国法で対応しているのみで、一切オンラインによる手続きを許容していない加盟国も存在する。これより、今回EUは、各国の不統一かつ不十分なオンライン化への法整備状況を改善すべく、指令の改正を検討している。

2つ目の指令は、EU域内での越境合併や越境会社分割、清算手続き及び法人格の消滅を伴わずに設立登録地/準拠法地（registered seat）を移転させる越境組織変更（Cross Border Conversion）を各国が国内法で整備することを促進することを目的とする。企業の国境を越えた企業活動及び組織再編活動は事業の活発化に不可欠、かつEUの機能に関する条約第49条の"Freedom of Establishment"の原則にもかかわらず、現行の会社法では越境組織変更、すなわち、あるEU加盟国の法律に準拠して設立された会社が、他のEU加盟国法準拠の会社となることについて規定が不十分であり、また半数以上の国家において越境組織変更を許容する具体的な規定を置いていないため、この点の規定を補うものである。また、これまで明示的な制度が存在しなかったEU加盟国間での越境会社分割についても、新たに手続規制を導入することが提案されている。

これらの改正は、租税回避等の不正行為に制度が悪用され、従業員、会社債権者、少数株主等のステークホルダーの利益を侵害することを防ぐため、各加盟国の関連当局が、クロスボーダーの組織再編行為の実施前に、当該取引が不当な租税回避や従業員、会社債権者、少数株主の法律上又は契約上の権利を不当に侵害することを目的とするものでないことを確保することを求めるとともに、一定の手続規定を提案している。

EU域内での越境合併に加え、新たに越境会社分割、越境組織変更が制度化されることとなれば、日本企業による欧州子会社の組織再編の選択肢が増加することとなると思われる。本提案に関する今後の動向を注視し、制度化された場合には積極的にその活用を検討することが求められる。

2. 日本の税務上の影響

日系多国籍企業の事業活動が国際化し、大型の外国企業の買収案件も増加しているなかで、外国法に準拠した組織再編の必要性は高まっている。しかしながら、本邦法人税法及び租税特別措置法は基本的に日本法（会社法）を念頭に規定されていることから、その当てはめには相当の困難を伴うことが少なくない。とりわけ、海外でのM&Aを実施した後の事業統合等の再編（PMI）が、本邦税制上の懸念等から中々進まないといった問題もある。EU内の越境合併については、日本の会社法においては日本の会社と外国会社との合併が認められていないという通説をもとに、日本の法人税法上の「合併」として取り扱われず、日本の法人税法上は「資産の譲渡+会社清算」と解釈すべきという考え方も存在するようである。今回の欧州委員会の会社法パッケージにより、越境組織変更すなわち会社の清算を伴わず法人格を維持しつつ準拠法地を他のEU加盟国に移すことがEUで法制化された場合、これが日本の

法人税法上どのように取り扱われるべきか議論を呼びそうである。越境合併は、被合併法人から合併法人に資産負債が移転されることから、「資産の譲渡+会社清算」とみれる余地がないわけではないが、越境組織再編に関しては資産負債の法人間の移転を一切伴わないものとなるため、「資産の譲渡+会社清算（+会社設立）」と捉えるのは現行の法人税法では非常に難しいと考えられる。このため、複数の EU 加盟国の子会社を統合する必要がある場合、税務上の懸念がある越境合併は行わず、越境組織変更後に本邦税務上の取扱いの予見可能性がより高い国内合併をすることも考えられる。

また、タックスヘイブン対策税制は、租税負担割合の計算や経済活動基準などによって「本店所在地国」の概念が多く取り入れられており、日系多国籍企業の EU 子会社の越境組織変更によってタックスヘイブン対策税制の適用関係に大きく影響を与える可能性もある。

[最初のページに戻る](#)

オランダ

オランダ財務省が BEPS プロジェクトに沿った新しい移転価格規則を公表

2018 年 5 月 11 日、オランダ政府は新たな移転価格規則（以下、「新規則」）を公表した。この新規則は、2013 年に公表された移転価格規則を更新したものであり、オランダにおける独立企業間原則の実施及びその適用を明確化している。本稿では、今回改正された新規則の主要なポイントを解説する。

(1). 導入

オランダ財務省は、2018 年 5 月 11 日付で新たな移転価格規則（No. 2018-6865）を公表した。この新規則では、特に OECD 移転価格ガイドライン（以下、「OECD ガイドライン」）が明確な立場を示していない論点や異なる解釈の余地がある分野において独立企業間原則を適用するにあたっての詳細なガイダンスを提供している。

この新規則において、オランダ財務省は現在、OECD ガイドラインがオランダ法に基づく独立企業間原則の適切な説明と解釈を提供していることを確認すると同時に、オランダの移転価格税制の運用が多国籍企業内の価値創造と一致する結果となることを確保し、OECD が実施する BEPS プロジェクトに沿ったものとすることを保証すると表明している。また、独立企業間原則の適用をさらに明確にする変更については、確認規定であり、新規則の発効以前の年度にも適用されるとしている。

(2). 取引の特徴づけ

新規則は、関連者間取引の特徴付けのための詳細な機能分析の重要性を認識し、OECD の「リスク管理に係るフレームワーク」を適用している。取引の特徴付けの出発点は当事者間の契約上の取り決めであるべきと確認されているが、再評価に関する追加指針についても提供している。さらに、新規則は、複数の当事者がリスク管理機能を果たしている場合には、取引単位利益分割法を適用し得るとしている。

(3). マークアップ対象となる費用

新規則は、コストを基準とした報酬を算定する上でのコスト分析に関する具体的なガイダンスを提供している。まず、「報酬」の性質上、どの費用が報酬の対象となる費用とみなされるのかを説明している。新規則では、サービス提供者が付加価値を加えない費用は、マークアップの対象外となり、その原価のみが報酬の対象となるとしている。例えば、一方の当事者がサービス購入の仲介業者となる状況において、購入したサービスに仲介業者が付加価

値を加えるような機能を有していない場合、仲介業者が購入したサービスに係る原価は、仲介業者への報酬の算定においてマークアップの対象外となる。新規則では、委託製造業者の文脈で概念を説示している。

加えて新規則では、販売活動を行わないオランダの仲介業者を通じて商品を販売する場合、仲介業者の報酬は原則として収益ベースの報酬ではなく、関連する営業費用に基づいて算定されるべきであると規定している。

(4). 評価方法

新規則では、2017年のOECDガイドラインに含まれる評価方法（例えば、評価困難な無形資産）の使用に関する広範なガイダンスを提供している。新規則では、売り手と買い手の双方の観点から、税務上の帰結を考慮する必要があると具体的に述べている。さらに、適切な割引率の選択に関する追加のガイダンスを提供している。

(5). 事業再編

新規則は、買収事業の Post-Merger Integration (PMI) に関連したグループ内事業再編に係る論点を具体的に示している。まず、買収関連資料は事業再編に係る移転価格文書の重要な情報であり、納税者が買収関連資料は税務上関係ないことを立証しない限り、それをオランダ税務当局に提出しなければならないとしている。再編企業にルーティン機能のみを残して事業関連リスクを減少させ無形資産を譲渡するといった再編を行う場合、オランダ税務当局は、ルーティン機能に係る評価においてルーティン機能のキャッシュフローを永続的に見積もるべきではないという立場を取る可能性があることを示唆している。

(6). 無形資産の対価

外部 CUT 法（独立価格比準法）の適用

新規則は、無形資産の使用に関連する検証対象取引に外部 CUT 法を適用することは一般的に困難であるとしている。実務において、無形資産の使用に対する対価は、データベースを用いて選定された独立企業間の比較対象取引（外部 CUT）を使用することによって決定されることがある。新規則では、外部 CUT 法は、検証対象取引と比較対象取引との間の差異に影響を受けやすいため、データベースにおいて適切な比較可能な取引を見つけることは一般に困難であると述べている。従って、オランダ財務省は、そのようなデータベースを用いた外部 CUT の検討にあたっては、オランダ税務当局は批判的であることを明確にしている。

無形資産の使用による残余利益

新規則は、片側検証による算定方法（例：再販売価格基準法、原価基準法または取引単位営業利益法）の適用は、無形資産の価値を決定するために適切ではないとしている一方で、これらの算定方法は、特定の状況の下では、無形資産自体の価値を決定することなく、無形資産の使用に対する報酬を決定するために使用することができるとしている。具体的には、無形資産を有さない複雑ではない機能を果たす当事者が検証対象として選択された場合に、片側検証を用いることができるとされている。そのような場合に、検証対象者のルーティン機能に対する対価が適切に補償される場合、残余利益は、無形資産の使用に対する報酬を決定するための基礎となる。

(7). DEMPE 機能の分析

新規則では、無形資産の DEMPE 機能の分析（無形資産の開発（Development）、改良（Enhancement）、維持（Maintenance）、保護（Protection）並びに活用（Exploitation））において、各 DEMPE 機能の相対的重要性を考慮して各 DEMPE 機能をウエイト付けするべきであるとして

いる。そして、一般的には、開発および改良機能を重要視すべきであるとしている。

(8). 費用分担契約(CCAs)

新規則は、移転価格分析に関連して提供された最新の指針が CCA にも適用されることを確認している。これは、CCA が独立企業間原則に基づいて締結されたかどうかを判断するにあたり、CCA においてリスクを負担している当事者が、リスクを管理し、これらのリスクを負う財務能力を有しているかを確認する必要がある。資金のみを提供し、リスクを管理していない、または管理できない CCA の当事者は、提供された資金提供に係る報酬のみを割り当てることとなる。

(9). 移転価格文書

オランダでは、①2002年に導入された一般的文書化要件と②2016年に導入された補助的文書化要件（すなわち国別報告書（前年度7億5,000万ユーロ以上の連結売上高を有する多国籍企業が対象）／マスターファイル（前年度に5,000万ユーロ以上の連結売上高を有する多国籍企業が対象）／ローカルファイル）という2つの文書化要件が設けられている。新規則においては、2002年の一般的文書化要件は国内関連者間取引と国外関連者間取引の両方に適用され、補助的文書化要件は、国外関連者間取引（恒久的施設間の利益配分を含む）のみに適用されることを明確化している。

[最初のページに戻る](#)

3. 中東

アラブ首長国連邦

外国資本による投資の促進を図る更なる措置の実施

概要

アラブ首長国連邦（UAE）政府は、外資規制を更に緩和する方向性を打ち出し、今回初めて外国資本による UAE 本土で事業を行う会社の 100%所有を認め、また、外国投資家による長期の在留を認めることとした。

2017年10月、2015年連邦商事会社法（CCL）が2017年法律第18号に基づく政令（decree）によって改正され、特定の会社及び業種（現時点では未指定。）に関し、UAE 本土における 51%の現地資本要件が免除されることとなった。今回の決議は、UAE 政府が外資規制の緩和について更なる一歩を踏み出すものとなる。

2018年3月、UAE 閣僚評議会は、ムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥーム首相（副大統領、ドバイ首長）と共同して、外国資本による UAE 現地企業の 100%所有を許可することを決議すると共に、関係当局に対し、当該決定の 2018 年末までの実施を指示した。

また、UAE 閣僚評議会は、外国の投資家及び一定の分野の専門家（優れた業績を有する大学院生を含む。）による長期（上限 10 年。）の在留を許可するとの発表も行った。

意義

今回の決定は、投資家及び専門家に対し、経済的成功に極めて重要である大きな確実性及び安定性をもたらすものといえる。これらの最近の重要な成果は、UAE による新しい連邦仲裁法の導入の直後に続く海外投資関係立法の範囲拡大への取組みを強化し、UAE による中東における国際投資、技術革新、及び起業家精神の振興に対する貢献を高めるものといえる。

今回の外国資本規制の緩和が実施されれば、外国投資家の大きな関心を集めることとなると共に、多くの既存の投資構造の再編がもたらされることとなると考えられる。

対応すべき事項

現在のところ、外国投資家の定義及び今回の規制緩和の対象となる特定の業種についてのより詳しい情報は公表されていないため、事業者が直ちに対応を求められる事項はない。しかし、今回の決議が実施（2018年末までの実施が予想される。）されれば、企業においては、現行の事業上の各種の取決めやUAE内の株主構造についての再検討がなされ、外国投資家においてはUAE内での新しい、開かれた、よりビジネス・フレンドリーな投資の仕組み作りについての検討がなされるものと思われる。

次のステップ

UAE閣僚評議会による今回の決議は、現在のところ評議にかけられる段階には至っていない。引き続き本決議の実施の動向や新しい法令の内容、その施行期日について注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。
法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。